

成年後見 コスモスおおさかだより

第50号 令和7年 春号

～誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

発行元 公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部

【ご挨拶】

日頃よりコスモスおおさかの活動にご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。令和7年は、成年後見制度施行25年の節目を迎える年であり、制度の見直しや地域連携の強化が全国的に進んでおります。コスモスおおさかでは、法的専門職としての役割に加え、地域福祉の一端を担う存在として、支援者の皆様と手を取り合いながら活動を続けております。今年4月から始まった関西万博は、「いのち輝く未来社会のデザイン」を掲げています。まさに私たちの活動にも通じる理念です。今後とも、地域の皆様と共に制度の未来を支えてまいります。

(コスモスおおさか支部長 泉井亮太)



コラム 成年後見と行政書士

行政書士という名称はご存じの方は、多いと思います。しかし、どんな仕事をしているかを知らない方が多数だと思います。

基本的には、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成し、代わって提出します。

取り扱い業務は広く、「許認可」から「権利義務」の書類作成までと多岐にわたります。

例えば、「おうちカフェを始めたい」(営業許可申請)、「遺言書を作成したい」(権利義務の書類作成)など依頼者の夢や願いを実現できるようにお手伝いをします。

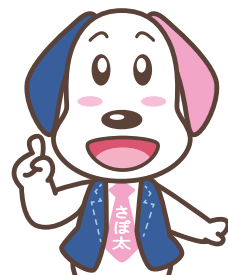
また、行政書士はいろいろな相談を受けます。「許認可」の相談、「相続や遺言書」の相談のほか、さまざまな相談を受け、問題点を整理したり、相談者にあった解決策をご提案したりします。

行政書士が相談の聞き手となり、問題点を整理したり、相談者にあった解決策をご提案したりします。

では、成年後見との関係はどうでしょうか。

親の相続や自身の遺言書の相談を受けている中で、「おひとりさま」ということがわかり、判断能力の低下した時の保険として「任意後見」(成年後見制度の1つ)をご提案することもあります。成年後見は、財産管理、身体保護のほか、本人の権利擁護を資するための制度でもあるため、本人の意思決定をサポートしたり、本人の意思を汲んで代わって意思決定をしたり、より高度な専門性が求められます。

成年後見に関する一定の研修を受けた行政書士で構成された専門職団体である「コスモスおおさか」にご連絡いただければ、ご対応いたします。



成年後見制度についてのご相談、お問い合わせは

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター大阪府支部(コスモスおおさか)

大阪府中央区南新町1丁目3番7号 大阪府行政書士会館内

TEL:06-6943-7517

お寄せいただいた相談事例

相談内容

【年 齢】 71歳・男性

【認 定】 要介護4 認知症なし

【生活状況】 急性期病院 → 慢性期病院(入院)

【家族関係】 独身

【収 入】 3万6千円(生活保護費)

【支 出】 病衣等リース料 17,000円

代理人交通費 1,000円

本人嗜好品購入・その他 2,000円

【資 産】 普通預金 12万円

【本人の現状】

若い頃から腎不全を患っており、自宅近くの透析クリニックで透析を受けながら、生活保護で一人暮らしを続けていました。一昨年の12月頃体調が急激に悪化し、大阪市内の救急病院に入院しましたが、既に腎不全末期で手の施しようがない状態とのことでした。

昨年1月頃、慢性期病院への転院に際して、転院先の病院から「**家族か後見人(代理人)**」がいなければ受入れられないという話があり、透析診療を受けていたクリニックの相談員を通して、本人から代理人になってもらいたいという依頼を受けました。

【本人の意向】

本人と病院でお会いし、

- (1) 現在入院している病院の退院手続きと、転院先の病院の手続きや支払いをやってほしい。
- (2) 入院前まで暮らしていた、賃貸アパートの解約や荷物の処分などをやってほしい。
- (3) 先に亡くなった兄が役所への税金等を滞納しており、自分のところに支払い請求の書面がきているがどうしたらいいのかわからない。
- (4) 自分が亡くなったあとのことについては、直葬で、遺骨は熊本にある、弟が管理する実家の墓に埋葬してほしい。弟に拒否された場合は一心寺でお願いしたいとのことでした。

解決案

本人の意向に沿って、

- (1) 転退院及び、今後の入院関係手続き及び支払い
- (2) 賃貸アパートの解約や荷物処分に、①本人の判断能力があるうちは、「**生前事務委任契約(財産管理契約)**」、②認知症などの発症により本人の判断能力が不十分になったときは、「**任意後見契約**」に基づき、代理人として私に対応することができることを伝えました。
- (3) 司法書士に依頼し相続放棄手続きを進めていき、相続放棄が家庭裁判所で認められれば本人が支払う必要がないことを伝えました。
- (4) 死後のことに関しても、生活保護(葬祭扶助)との関係もあるが、納骨・埋葬できるようにすると伝えました。

その後、説明に納得された本人と、病院において公正証書による**生前事務委任契約・任意後見契約・死後事務委任契約**を結ばせてもらいました(公証役場の公証人に出張できてもらいました)

契約後、2月に、慢性期病院に転院され、区役所の生活支援課の職員(担当ケースワーカー)と連絡を取り合い、賃貸アパートの解約や荷物処分を進めていき、3月には司法書士に依頼し相続放棄手続きをおこないました。

転院から3か月ほどは、病院の療養が良かったのか、比較的顔色も良くなり、自身の事や、タイガースのこと、大相撲のことなどを話してくれ、ラジカセや好きな演歌歌手のテープがほしいとのリクエストもありました。

しかしその後病状が急激に悪化し、7月にお亡くなりになり、火葬、病院等の手続き、役所手続きなどをおこないました。

なお、本人の遺骨については紆余曲折ありましたが、無事熊本に住む弟にお渡しすることができました。

本人とお会いして、わずか半年ほどのかかわりでしたが、本人が落ち着いていたときに聴けたいろんな話や、本人の希望どおり両親が眠るお墓に埋葬させていただきホッとしたことが、いまでも心に残っております。



任意後見契約 Q & A



Q1 なぜ、任意後見契約書は公正証書でなければならないのですか

A 任意後見契約は、将来、判断能力が衰えた時に備えて、あらかじめ信頼できる人（任意後見人）に財産管理や生活支援を任せる契約です。契約である以上、契約を締結するときにその内容が理解できるだけの判断能力が必要です。また、契約の内容は判断能力が衰えた際にはじめて効力を発揮します。
このように本人の財産や生活に関わる重要な契約であるうえに、契約の内容が本人の意思に基づいていることが契約が効力を発揮する時点で確認しづらい性格をもっています。

公正証書で契約書を作成する主な理由として

- ①公証人が本人の意思に基づいていることを証明するので本人の意思であることが確認できる
- ②公証人が契約の存在や内容を証明するので法律に則した内容が確保される
- ③公証役場で原本を保管するので、書面の改ざんや不正を防ぐことができる

一見、面倒くさいように思われますが、ご本人の財産や生活を守るため、契約の信頼性を高めることが要請される結果、公正証書で契約書を作成することが法律で義務付けられています。

Q2 「任意後見契約」を結べば、「老後は安泰」ですか

A 任意後見契約は老後の安心を確保するための有効な手段ですが、契約を結べば老後が安泰とは限りません。契約の相手には信頼できる人を選ばないと、適切な財産管理が行われない可能性がありますし、介護施設の契約や医療に関する手続きについても本人の希望が十分に反映されない恐れがあります。また、「任意後見契約」がカバーするのは、「判断能力が衰えてから亡くなるまで」の間です。

以上の点を理解したうえで、亡くなるまでや亡くなった後のことについて安心を得るための対策として、「見守り契約」、「生前事務委任契約」、「遺言書」、「死後事務委任契約」等を本人の状況にあわせて組み合わせることが有効です。

以上のような対策を通じて、老後の不安を軽減し、本人の希望に沿ったライフプランを整えることが老後の安心を確保するためには大切です。

コスモスおおさか 電話相談から制度利用までの流れ

Step1

電話をかけてみよう！

まずは、コスモスおおさかだよりやチラシに載っている番号に電話しましょう。事務局でご用件とご連絡先などをお伺いして、後ほど担当者からご連絡差し上げます。

Step2

担当者から電話が来た！

相談担当のコスモス会員からご相談者へ折り返しお電話します。成年後見制度についてのご質問やご相談内容をお話してください。

Step3

訪問をお願いしてみよう！

詳しい説明をして欲しい、成年後見制度の利用を検討しているご本人に会ってみてほしいというときは、ご訪問対応も可能です。
ご訪問先のエリア担当2名でお伺いします。日程の調整をしますので、ご都合の良い日時をいくつかお知らせください。

Step4

制度の利用を決めたら！

・ご本人の判断能力がすでに衰えている場合
…法定後見の申立
・今は元気いっぱい判断能力もしっかりしている場合
…任意後見の契約
に向けて、準備を始めましょう。コスモスおおさかから候補者を推薦することも可能です。

Step5

候補者に会ってみよう！

人間同士ですから、相性も大切です。まずは候補者に会ってみましょう。
コスモスおおさかから候補者を推薦した場合は、必ず事前にお会いしたうえで、詳しいご本人の状況を伺って、必要な資料を集めたり手続きを進めたりします。

Step6

制度利用へ向けて

今回は、コスモスおおさかから候補者を推薦するまでの流れをご紹介しました。成年後見制度は、後見人等が決まっただけからスタートです。ご本人が亡くなるまで、または判断能力が回復するまで、おそらく長〜いお付き合いになります。一人で悩まずに、まずはお気軽にお電話してみませんか？

お電話でのご相談、お問合せは ☎06-6943-7517

相談会・セミナー・寸劇のご紹介

コスモスおおさかでは、成年後見制度を一人でも多くの方に知っていただけるよう、セミナーの講師派遣や、制度をわかりやすく説明した寸劇の開催などを積極的に行っております。利用者様のイベントや、職員研修などの場面で是非ご活用ください。
無料相談会・セミナーをZoomを使用してのオンライン形式でも開催可能です。
セミナー内容・日時もご依頼に合わせて、柔軟に対応させていただきます。
ぜひコスモスおおさかをご活用ください！



成年後見・相続・遺言
無料相談会



コスモスおおさか
成年後見セミナー



コスモスおおさか一座
寸劇セミナー

活動報告・イベント情報

活動報告 令和6年10月～令和7年3月

■寸劇

- 令和6年10月18日(金) 大阪市住吉区 一般向け
令和6年12月17日(火) 大阪市住之江区 一般向け
令和7年1月23日(木) 大阪市住之江区 福祉職向け

■セミナー

- 令和6年11月19日(火) 行政書士が伝える 成年後見制度の基本(堺市西区)
令和6年11月20日(水) ライフプランノートから始める終活(豊中市)
令和6年12月14日(水) 成年後見のおはなし
～自分で決める もしもの備え～(豊中市)
令和7年1月23日(木) 『親亡きあと』と親の終活(大阪市天王寺区)
令和7年2月26日(水) 医療関係者が知っておきたい
成年後見の基礎知識(堺市中区)
令和7年3月26日(水) 成年後見・遺言・相続(大阪市住之江区)
令和7年3月29日(水) 子どもの将来に向けて準備しておくこと
(大阪市天王寺区)
令和7年3月31日(月) 意思決定支援について(大阪市住之江区)

■イベント

- 令和6年11月3日(日・祝) 西区民まつり(大阪市西区)
令和6年11月16日(日) ひらかた社協福祉フェスティバル(枚方市)
令和7年2月20日(木) 行政書士と学ぶ成年後見(大阪市中央公会堂)



寸劇



セミナー



ひらかた社協福祉
フェスティバル

「行政書士と学ぶ成年後見」

令和7年2月20日(木) 大阪市中央公会堂



令和7年2月20日、大阪市中央公会堂(国指定重要文化財)にて「行政書士と学ぶ成年後見」イベントを開催しました。

第1部は、漫才コンビの青空一風・千風さん(青空一風さんは、市民後見人としても活躍中)が、笑いを交えながら成年後見制度をわかりやすく紹介されました。笑い声と拍手が響き、楽しみながら制度を身近に感じていただける時間となりました。

第2部は、行政(東大阪市役所 福祉部 地域福祉室 大川室長)・市民後見人(青空一風さん)・行政書士(コスモスおおさか 泉井支部長)の3者によるトークセッション。実際の支援事例や相談現場の声を交えながら、制度の仕組みと後見人の具体的な支援内容を丁寧にお伝えしました。

参加者からは「制度の全体像がつかめた」「身近に困っている方に伝えたい」といった感想が寄せられ、成年後見制度への理解を深めていただく機会となりました。

この他にも、私たちは地域包括支援センター主催の市民向けセミナーや区民祭り、社会福祉協議会の福祉フェスティバルなど、地域のさまざまな場面で積極的に活動を行っています。相談ブースの設置やリーフレットの配布を通じて、子どもから高齢者まで幅広い世代と交流を重ねてきました。

今後も、福祉関係者の皆様と連携しながら、成年後見制度の普及と相談支援に取り組み、地域に根ざした信頼される行政書士の活動を続けてまいります。

今後のスケジュール

■イベント

- 令和7年4月27日(日) 狭山池まつり(大阪狭山市)
令和7年5月11日(日) 東大阪市民ふれあい祭り(東大阪市)